

「総合評価落札方式（担い手育成型）落札者決定基準」

1. 落札者決定の方法

落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式(担い手育成型)試行要領(平成27年3月17日 26建企第581号)15及び16の規定に基づき決定する。

2. 落札候補決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(2)の要件に該当する者 のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補決定者とする。

なお、落札候補決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札候補決定者を決定するものとする。

ただし、落札候補決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補決定者とすることがある。

(1)入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。

(2)評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

(1)評価値の算出方法

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、表示は、小数第3位までとする。(小数第4位を四捨五入)

(2)標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、

加算点の満点は10点とする。

(3)加算点の算出方法

加算点は、「(4)評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

(4)評価の基準

公告文による。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・扱い手育成型】

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
年間受注高の状況 (注: 公告する工事の工事種別が土木一式工事のみ対応とする。)	<p>○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率 = 年間受注高 ÷ 年度平均完成工事高 (小数第3位切り捨て)</p> <p>○ 年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。(随意契約工事は除く。) ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額(当初請負契約額)の合計額とする。</p> <p>○ 年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・2億円未満については、2億円として比率算出する。</p>	0.5 0.42 0.34 0.25 0.17 0.09 0	A : 比率 0.25未満 B : 比率 0.25以上0.5未満 C : 比率 0.5以上0.75未満 D : 比率 0.75以上1.0未満 E : 比率 1.0以上1.25未満 F : 比率 1.25以上1.5未満 G : 比率 1.5以上
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	<p>※受注形態が市町村の場合</p> <p>○ 当該工事施工場所の旧市町村(平成14年度時点の79市町村)内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。</p> <p>○ 入札参加資格者名簿の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村(平成14年度時点の79市町村)へ変更となった場合、変更後の所在地が入札参加資格者名簿に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。</p> <p>※受注形態が共同企業体の場合</p> <p>○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。</p> <p>○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。)</p> <p>注) 以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」 (平成26年12月15日26監第217号、26建企第453号)に基づく承認の通知を受けている営業所</p>	1.1 0.55 0	<p>A : (単体の場合) 旧79市町村内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり</p> <p>B : (単体の場合) 管内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり</p> <p>C : なし</p>
社会貢献活動の実績A	<p>○ 公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動(災害支援協定に基づく活動を含む)とする。</p> <p>○ 対象となる社会貢献活動</p> <p>ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。</p> <p>イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の整備</p> <p>○ 活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。</p>	0.5	A : 活動実績あり B : 活動実績なし
労務賃金の支払い <small>※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。</small>	<p>○ 「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。</p> <p>○ 元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手(専用) ・運転手(一般)</p>	0.5	A : 誓約する B : 誓約しない
下請次数の制限 <small>※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。</small>	<p>※土木工事の場合</p> <p>○ 当該工事の下請契約による請負次数を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p> <p>※建物工事の場合</p> <p>○ 当該工事の下請契約による請負次数を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p>	0.5	A : 誓約する B : 誓約しない

(注) 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」の評価項目を追加及び削除した場合は、配点を修正すること。
なお、その際、合計は10点とすること。

別表 評価の基準（標準例）【港湾漁港の海上工事・扱い手育成型】

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
作業船の自社保有状況	<p>【作業船】 ○ 作業船の自社保有状況とする。（リース保有、出資会社保有は含まない） ○ 当該工事での使用は義務づけない。 （自社保有及び作業船の定義等は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」（平成20年10月15日20建企第474号）による。）</p> <p>【主作業船】 ○ 主作業船とは上記の作業船のうち次の作業船とする。 ・100t吊以上の、起重機船またはクレーン付台船 ・2.5m3以上のグラブ浚渫船 ・ミキサー船 ・フローティングドック</p> <p>【海上起重作業管理技士】 ○ 資格取得後、当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある海上起重作業管理技士とする。</p>	0.9 0.68 0.45 0.23 0	A : 作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上または主作業船1隻以上で海上起重作業管理技士1名以上 B : 主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士1名 C : 主作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上、または作業船2隻以上で海上起重作業管理技士無し D : 主作業船1隻で海上起重作業管理技士無し E : なし
曳舟の自社保有状況	<p>【曳船】 ○ 鋼D300P.S以上の曳船（押船を含む。）の自社保有状況とする。（リース保有、出資会社保有は含まない） ○ 当該工事での使用は義務づけない。 （自社保有及び曳船の定義等は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」（平成20年10月15日20建企第474号）による。）</p> <p>【主曳船】 ○ 主曳船とは、上記の曳船のうち次の曳船とする。 ・鋼D550P.S以上の曳船（押船を含む）</p> <p>【船員】 ○ 船員保険適用の船員として当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある者。</p>	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A : 曳船2隻以上で船員2名以上または主曳船1隻以上で船員1名以上 B : 曳船2隻以上で船員1名 C : 曳船1隻で船員1名以上、または曳船2隻以上で船員無し D : 曳船1隻で船員無 E : なし
工事の実施体制としての拠点	<p>※発注形態が単体の場合 ○ 施工管内における「主たる営業所」または、「特認営業所」の所在とする。</p> <p>※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。</p> <p>注）「特認営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」 （平成26年12月15日26監第217号、26建企第453号）に基づく承認の通知を受けている営業所</p> <p>注）「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となつた場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。）</p>	0.5 0.25 0	A : （単体の場合） 管内に主たる営業所あり （共同企業体の場合） 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり B : （単体の場合） 管内に特認営業所あり（管内に「特認営業所」が無い場合は削除） （共同企業体の場合） 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり C : なし
社会貢献活動の実績A	<p>○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。</p> <p>○対象となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検 ○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。</p>	0.2 0	A : 活動実績あり B : 活動実績なし
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	<p>○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。</p> <p>○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手（特殊） ・運転手（一般）</p>	0.4 0	A : 誓約する B : 誓約しない
下請次数の制限 ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	<p>※土木工事の場合 ○当該工事の下請契約による請負次数を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p> <p>※建築工事の場合 ○当該工事の下請契約による請負次数を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p>	0.4 0	A : 誓約する B : 誓約しない

別表 評価の基準（標準例）【建築一式工事・扱い手育成型】

評価項目	評価内容	配点例	評価基準	
施工計画				
「重点的に配慮すべき事項」 ①安全管理について ②施工方法について ③施工管理計画について ④交通管理について ⑤工程管理について ⑥その他（別途内容を記載） (※上記6項目より1項目を選択する。)	○設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対し、下記記載の現場条件を踏まえ、配慮すべき事項が適切かどうかで評価する。	4 0	A：適切 B：適切でない	
現場条件				
現場条件1 ○oooooooooooooooooooooooo				
現場条件2 ○oooooooooooooooooooooooo				
配置予定技術者の能力（注）				
・配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。				
配置予定技術者の施工実績	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	0.3	A：同種工事	
	○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとする。	0.15	B：類似工事	
	○施工実績の対象となる工事の従事期間が1/2よりも長いものについてのみ評価の対象とする。	0	C：なし	
配置予定技術者の年齢・性別	○公告日における配置予定技術者の年齢とする。	0.7 0.35 0.24 0	A：男性35歳未満、女性45歳未満 B：男性35歳以上40歳未満 C：男性40歳以上45歳未満 D：男性女性ともに45歳以上	
	○資格の種類 (1) 法による1級建築施工管理技士 (2) 建築士法による1級建築士 ○上記(1)～(2)のいずれかの取得後の年数とする。	0.4	A：1級建築施工管理技士もしくは1級建築士取得後5年以上	
		0.3	B：1級建築施工管理技士または1級建築士取得後3年以上5年未満	
		0.2	C：1級建築施工管理技士または1級建築士取得後3ヶ月以上3年未満	
		0	D：その他	
配置予定技術者の資格△				
企業の施工能力（注）				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事の条件を必ず設定すること。」	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1.3 0.65 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし	
	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.5 0.38 0.25 0.13 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし	
工事成績の評定				
優秀工事表彰	○公告日の属する年度を含む10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下記表彰を受けているものとする。 ただし、対象工種を建築・式工事に限る。 ○下記表彰は、機関長表彰として評価する。 ただし、対象工種を建築・式工事に限る。	0.2 0.1 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし	

工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	<p>※発注形態が単体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該工事施工場所の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。 ○ 入札参加資格者名簿の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）へ変更となった場合、変更後の所在地が入札参加資格者名簿に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。 <p>※発注形態が共同企業体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となつた場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。） <p>注）以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県内営業者の営業所の取扱いについて」 (平成26年12月15日26監第217号、26建企第453号)に基づく承認の通知を受けている営業所 	1.1	<p>A : (単体の場合) 旧79市町村内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり</p> <p>B : (単体の場合) 管内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり</p> <p>C : なし</p>
社会貢献活動の実績A	<p>○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。</p> <p>○対象となる社会貢献活動</p> <p>ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。</p> <p>イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検</p> <p>○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いづれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。</p>	0.5	<p>A : 活動実績あり</p> <p>B : 活動実績なし</p>
労務賃金の支払い	<p>※「請負工事の工事内容による」、該当する作業員を選定すること。</p> <p>○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。</p>	0.5	<p>A : 誓約する</p> <p>B : 誓約しない</p>
下請次数の制限	<p>※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。</p> <p>※土木工事の場合</p> <p>○ 当該工事の下請契約による請負次数を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p> <p>※建築工事の場合</p> <p>○ 当該工事の下請契約による請負次数を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。</p>	0.5	<p>A : 誓約する</p> <p>B : 誓約しない</p>

(注) 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」の評価項目を追加及び削除した場合は、配点を修正すること。
なお、その際、合計は10点とすること。